

JNC株式会社に対する勧告について

平成25年6月6日
公正取引委員会

公正取引委員会は、JNC株式会社（以下「JNC」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

| | |
|-------|-------------------|
| 名 称 | JNC株式会社 |
| 本店所在地 | 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 |
| 代 表 者 | 代表取締役 森田 美智男 |
| 事業の概要 | 化学工業製品の製造業 |
| 資 本 金 | 311億5000万円 |

2 違反事実の概要

- (1) JNCは、液晶パネルの製造業者に販売する液晶材料の原材料の製造を資本金の額が3億円以下の事業者へ委託している（当該事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2)ア JNCは、下請事業者に対し、液晶材料の原材料の単価の引下げを要請した。この要請に応じた下請事業者について、JNCは、単価の引下げの合意日前に発注した液晶材料の原材料について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請事業者へ責任がないのに、当該下請事業者の給付に対し支払うべき下請代金の額から、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を減じていた。
イ JNCは、前記アにより、平成23年6月から平成24年6月までの間に、下請事業者2名について、総額3508万9268円を減じていた。
- (3) 本件について、JNCは、次の対応を採っている。
ア 前記(2)アの行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること及び今後、同号の規定に違反する行為を行わないことを、平成24年7月23日開催の取締役会の決議により確認した。
イ 下請事業者に対し、平成24年7月31日及び平成25年2月20日、減額した金額を返還した。

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通） |
| ホームページ | http://www.jftc.go.jp/ |

3 勧告の概要

- (1) JNCは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
 - ア 前記2の(2)アの行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること及び今後、同号の規定に違反する行為を行わないことを取締役会の決議により確認したこと
 - イ 減額した金額を下請事業者を支払ったこと
- (2) JNCは、今後、下請法第4条第1項第3号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じるとともに、その内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (3) JNCは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
 - ア 前記2の(2)アの行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること及び今後、同号の規定に違反する行為を行わないことを取締役会の決議により確認したこと
 - イ 減額した金額を下請事業者を支払ったこと
 - ウ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置

JNC(株) (親事業者)
(化学工業製品の製造業)

液晶材料の原材料の製造委託



単価の引下げの合意日前に発注した
液晶材料の原材料について引下げ後
の単価を遡って適用することにより

**総額約3508万円を
下請代金の額から減額した**

※JNCは、下請事業者に対し、
減額した総額を返還している



公正取引委員会
による勧告の内容

- 今後、減額を行わないこと等を取締役会の決議で確認したことを社内に周知徹底すること
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

下請事業者 (2名)

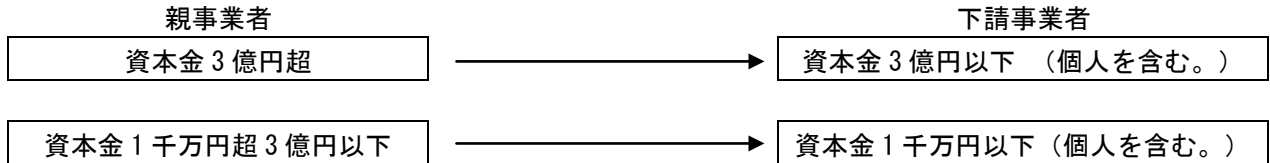
2 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

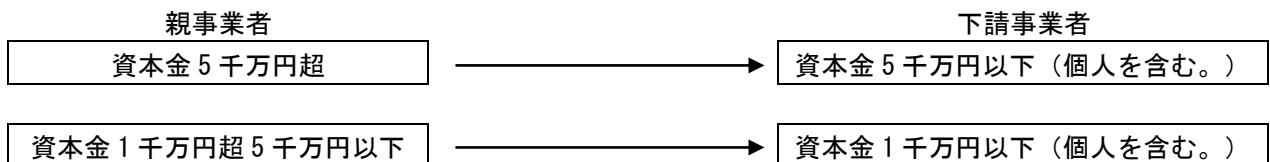
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）及び禁止事項（第4条第1項, 第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年六月一日法律第二十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9～10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～二 （略）

- 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）